

会 議 録

| | | | |
|--------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 会 議 名 | | 令和5年度 第4回 文化財保護委員会 | |
| 開 催 日 時 | | 2024年(令和5年)1月22日(月) 午後6時30分～午後8時 | |
| 開 催 場 所 | | 藤沢市役所8階 8-1会議室 | 傍聴者数 |
| | | | 0 |
| 出 席 者 | 審議会等の長 | 鈴木 良明 | |
| | 委 員 | 伊藤一美、大野敏、川口徳次郎、川地啓文 | |
| | 事 務 局 | 郷土歴史課 菊地課長 山出課長補佐 荒井上級主査 川口上級主査 宇都主査 串田主査 芦葉担当 石井担当 | |
| 議題及び公開・非公開の別 | | 1 藤沢市文化財保存活用地域計画について(公開) 2 その他(公開) | |
| 非公開の理由 | | | |
| 審議等の概要 | | <p>議題1については、計画策定に向けた本市の取り組みについて事務局から説明の後、質疑が行われた。</p> <p>議題2については、事務局から「長生院の小栗判官関係資料の公開等について」と「江の島の青銅鳥居修理事業について」の報告を行い、質疑が行われた。また、委員から「旧モーガン邸について」現状の報告を求められたので、事務局から説明を行ったのち、質疑が行われた。</p> <p>会議の詳細については別紙のとおり</p> | |
| そ の 他 | | | |

会議録別紙

委員長

それでは、令和 5 年度の第 4 回の文化財保護委員会開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早速議事に入らせていただきたいと思います。

お手元の次第に従って進めさせていただきますけれども、議題として（１）報告事項とそれから（２）というのが用意されております。そしてその他というのが、その他にございます。

まず議題の方は報告事項ということで、藤沢市文化財保存活用地域計画についてと、これについては事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

はいそれでは、私から説明をさせていただきます。お手元の資料としては資料 1 になります。

藤沢市における地域計画の策定についてでございます。改めてご説明する必要はないかもしれませんが、文化財保存活用地域計画というのは文化財保護法に位置付けられました文化財の保存と活用についての計画を定めるものでございます。資料に背景・趣旨として書かせていただいたとおり、いろいろな事情から文化財の保存や活用を行う担い手不足などが課題となっております。そういった背景を元に、平成 31 年に文化財保護法が改正されて、これまでの歴史文化基本構想、いわゆる歴基文構想から文化財保存活用地域計画というものを定めることとなっております。

大きな 2 番になります地域計画の内容につきましては、二つの趣がありまして、一つが中長期的な基本方針を定めた部分、それからもう一つが、短期的なアクションプラン、具体的な行動などを定めたもの、これら両方を担っていく計画になります。

3 番目に策定までの流れを書かせていただきました。藤沢市では令和 6 年度から 3 年間にわたって計画を策定していく予定です。令和 6 年度については構成文化財の整備ですとか、それから協議会を新たに設置、運営いたします。またワークショップやアンケート調査なども行いまして、関係する方々のご意見なども踏まえた計画にしていこうと思います。それから令和 7 年度についてはそういった内容を基に文書案の作成に動いていきます。そして令和 8 年度は、パブリックコメントなどを行いまして、最終的には文化庁の認定申請まで何とかこぎつけたいと思います。

こちらの文化財保護委員会におかれましては、合間合間にご報告を

させていただいていただいたりですとか、それからまたご意見を頂戴したりですとか、そういったところでぜひお願いをさせていただく予定であります。また、新たに設置いたします協議会にも委員としてお入りいただきたいと思っております、人選については鈴木先生とご相談させていただきながら調整させていただきたいというふうに思っております。

資料、裏面に移ります。4番目に期待される効果になりますけれども、計画を作っていくための協議会には、文化財の所有者の方と一緒に活動してくれるような民間団体、それから活用の意味では経済や観光の団体にも入っていただくことを今想定しております。そういったところと計画を策定するだけではなく、策定後も一緒になって行動していくことができるのじゃないかなと考えております。

また、少々下世話な話にはなってしまうかもしれませんが、補助金の優先採択ですとか補助率の加算など財源的な面というところも少し期待しているところです。

資料中段に少し図を書かせていただきました。「いままでは」というところでは、古民家ですとか遺跡ですとか、それぞれが個別に保存だったり活用だったりを考えてきたところですが、この地域計画を策定すると、包括的に保存と活用を図っていくというものです。そして、さらに下段の図では、所有者と行政、地域住民がそれぞれみんな協力しながら、よい循環を生み出していくということです。雑駁なのですけれども、私からの説明はこれで以上といたします。よろしく申し上げます。

委員長

はい、ありがとうございました。

藤沢市の文化財保存活用地域計画というのを策定したいということで、始まるようでございますけれども、ただいまのご説明お聞きいただいて何かご質問・ご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、神奈川県下でこの保存活用地域計画っていうのは、今取り組まれているのはどのぐらいの数ですか。

事務局

はい。もう既に策定済みのところが伊勢原市、そこは鈴木先生も関係していらっしゃるかと思います。それ以外に現時点で取り組んでいるのは横浜市・川崎市・相模原市、そして小田原市でございます。

委員長

文化財保護法の改正以降、こういう動きが出てまいりまして、地域

をセットとしてでしょうかね、その保存これは指定がかかってないものも含めて、その地域を設定すると、いろいろメリットがありますよというお金の面では特にそうかもしれませんが、なんかそんな構想のようですね。それとやっぱり、文化庁も、いくらでも金が出せるわけではないので、そういう財政状況を踏まえた観点とそれから、地域ぐるみで保存と活用を考えていかないと多分限界にくるだろうと、何かそんな背景があるように思います。藤沢市でも積極的に計画を作って、今後の文化財保護の方針ですかね、それにマッチしていきたいという、いわば藤沢市の文化財保護の憲法といいますかね、何かそんな意味合いがあるんじゃないかな、というふうに思います。

委員 いいですか、2つぐらい聞きたいのですが、これは文化庁が、市町村から出て、市町村に当てているのですか。それとも、県が入ってきて、県が途中に入って、これ藤沢市なので一応計画が出来上がると、県を通じて文化庁に行くのですか。

事務局 私ども市町村が地域計画を策定することになり、神奈川県は文化庁との繋ぎ役になりまして地域計画の大綱というものを作成しています。その大綱に基づいて私達が地域計画を作っていくというところです。また神奈川県には協議会にも入っていただいて、いろいろな調整やご意見をいただく予定にしています。

委員 要するに文化庁の方で、これも藤沢市の文化財保存活用地域計画っていうのを作っていますけど、文化庁の方で今言った大綱みたいなものがあって、文化庁の一応大きな定める保存活用計画についてみたいな概要についてとか、策定中とかそういう一つの雛形みたいなものはあるのですか。それに基づいて各町村が、あるいは県を通じて作ってその辺がちょっとわからないのですけども。ただそれはすごくいいことだと思うのですけども、今委員長が言ったように、国の方も文化財保護法ができてから、70年、80年近くなりますよね。それからルール、保護法を改正して行って、社会情勢に合わせて改正する形になっているのですけども、今度そのやらせるっていうのは、僕私よくわからないのだけど、何を目的としたものなのか、それによって市町村の作り方も変わってくるというか、提出の仕方や内容のまとめ方が違うのだろうなと思うのですけど。ただこれを見る

とまだ中身がわからないわけだから、何とも言えないですけども、その辺がちょっとわかる範囲で、狙いというか、特徴っていうか、市としてはこういうことをアピールするのだというようなことを何かお話してもらえるとありがたいです。

事務局

これまでは、自治体ごとに歴史文化構想をつくるという制度がありましたが、担い手の高齢化や後継者不足などで有形無形の文化財が急速に失われているという現状を踏まえ、文化財保護法の改正により制度化されたのが、文化財保存活用地域計画の制度です。各自治体は、県がつくった大綱に沿って、それぞれの特徴的な歴史や文化を、その地域全体として、地域社会総がかりで保存活用に取り組んでいく、そのための中長期的な視点に立ったマスタープランと、具体的に何をするかというアクションプランの両方を兼ね備えた計画をつくるということになります。

藤沢市としては、どういったものをアピールしたいかというところは、一つ一つの単発の文化財に関する取り組みではなく、地域における歴史のストーリーのようなもの、例えば江の島や藤沢宿、大庭城、それぞれを中心とした歴史のストーリーがあり、さらにそれぞれをつないで市全体へと広げていく、こんな風に考えています。その中では、藤沢市だけで完結するものではなく、横の関わりもあるかと思しますので、神奈川県にも協力してもらって取り組んでいきたいと思えます。

委員

だとすると昨日、大庭城のシンポジウムに私も参加したのですけれども、このところの一連の大庭城に関する取り組みであるとか、湘南大庭市民センターに事務局を置いている大庭城研究会など、市民の集まりであるとか、そういったものもこの地域計画にのっかって作られていくというものなのですか。それとは別ですか。

事務局

そこは逆にその地域の大切なものという認識をされた中で、皆さんがその自発的に動かれているというような形ですね。

委員

ちょうどこれにマッチしたものですよね。

事務局

おっしゃる通りで、やはりその市民がそういうふうに取り組んでいくっていうのを支えていくのがまさにその行政、もちろん行政とし

でもその意思表示をしていくっていう必要もありますけれども、そういった鈴木市長の言葉を借りるとマルチのパートナーシップ、地域社会総がかりでというのはやはり、そのそれぞれのいろんな主体もみんなで支えていこうというような形でやりたいという風に考えています。

委員

私のところでは、実際にもう 100 年近く経った古民家が建つような漁師町ですから。小坪にはそういうまさに文化財級のようなおうちがあるのですが、実は皆、継承者がいない。またいたとしても、もう既に認知症で、全く意志などもわからない状態。そういう点から考えれば、今までは個別的なということもこれを地域全体、地域の中に位置づける。また市としてそれをどのように保存するのか、継承させるのか、そういう問題を総合的に見ることができるのだらうと思うのですね。ですから市の基本的な流れというものはもう賛成です。

同時にもう一つは、明日、明後日はまた小学校に授業行くのですが、子供は少ない。そういう点でももう、地域の方だけではちょっと正直無理なのです。そういう点ではやっぱり市がこれだけ関わるきっかけができるっていうことになれば、それはそれで基本的にはありがたいことだというふうに思います。

具体的には、過疎の地域や集中するところとか、都市部とか、そういう条件が藤沢の場合はたくさんあると思うのですね。ですからそういうところを今年、来年、再来年あたりが大事な検討の時期になるだらうと思います。

それにちょっと国から補助金なんかをもらいやすくなるっていうことはあるかもしれませんが。でもそんな意味でやるわけではないと思いますので。将来に繋げるための一つの手立てを今がまさにこれから考える起点に立つだらうと思います。

基本線はわかります。個々の部分はどういうふうにするか、それが実際に問題になってくると思います。

委員長

ありがとうございます。こういう計画があって、ペーパーとしてきちっと憲法的なものができればそれに沿った行政が進めやすくなるというのは、利点があるかと思うのですけれど、ただそれで全てが解決するかというと、そうでもないだらうと思うのですね。この計画から落ちてしまったものとか、そういったものを何か救済すると

どうか、そういうこともこの計画の中で考えておかなければならぬのじゃないかなと思いますけれどもね。ストーリーがきちっとできないところもあるかもしれませんね。文化庁で目指しているストーリーとして関係するような地域を設定して、そこを一生懸命保存していこうという、それに対して補助金を出しますよというそんな関係があるのだらうと思うのですが、計画を外れた部分はどうしましょうかというのが、多分、文化庁の中には無いのじゃないかなと思うのですよね。

それをどういうふうに救済していくか、それこそ地域の人たちに頼まないといけないでしょうね。その辺とこの計画を策定していくその過程の中でそういう議論がきっと出てくるのじゃないかなって気はしますけどね。

委員

大変有効だと思うのですが、この協議会のメンバーというところには、やはり前から言っている江ノ島の問題があるので、観光とか財政などの他の部局の人に一緒に入ってもらうべきです。つまり文化財の人だけの意見で決めてしまい他部局は認識していないなどと、後からいわれることの無いようにするという意味で、多くの主要部局から加わってもらうことが大事だと思います。他の市では、まず市のマスタープランの中で文化財をこう位置づける、みたいなことがありますよね。

だから藤沢市では、例えば、地域計画で文化財的な心でまちづくりしよう、みたいなことを強調すると、マスタープランにもそういった内容を載せていかなければ実行力が無いので、もしまだマスタープランにうまく載ってないのだとすると、それをちゃんと載せてもらうようにするという作戦が必要です。これを資料に示された3年間に実施していただくということになります。また、以前から藤沢市では地域で遺産を守るという体制はありましたよね。だから地域計画策定は、この機会にそういう組織の人たちの今までのご尽力をちゃんと拾って一緒にやっっていこうという形にする、そういうチャンスだと思います。いろいろな人達の文化財保存継承に関わる事績を収集するということですかね。文化財のリスト作成のときに、様々なジャンルと分野と、今は市指定の文化財ではないものでも、先ほど委員長や川地先生もおっしゃったように、地域の人が守っている事例を収集する形で進めていただけるとありがたいなと思います。

事務局

ありがとうございます。藤沢市の方ですと多分委員がおっしゃっていたのが、いわゆるかつて総合計画と言われるような、その市全体の方向性を示す形かと思いますが、藤沢市では、現在は、その長期の形ではなくて、ある程度のスパンの中で総合指針と示し、その中で重点事業というような形を決めていく、より機動性の高い物にしております。一方で、文化財の保護というのは、短い期間ではなく、中長期的に将来を見据えていく必要があると考えています。失われていくものの現状を把握するという点、また大きなストーリーには位置づけられないものでも地域としては守り伝えてこられたものなどを、きちんと計画に位置付け、よりどころとなるものとして作り上げていきたいと考えていまして、協議会のメンバー構成としては、文化財の所有者当事者はもとより、経済的に支えていただくような商工関係者や、教育関係者にもかかわっていただく必要があると考えています。あまり大きくなりすぎても話がまとまらなくなってしまうところもあるかもしれませんので、ポイントを押さえた形での構成でできればやっていきたいと考えています。

委員

例えば新林公園に以前長屋門を移築したときには、隣に新林小学校というのがあって、藤沢市で主に活動されている神奈川県建築士会の女性建築士グループの人たちが、毎年新林小学校の子供さんと夏休みに何か建築体験みたいなことをされていたそうです。その建築体験を、ちょうど長屋門の復原工事にあわせて壁土を塗るとか、茅葺きに触ってみるとかという体験学習を行ったことがあります。そういう文化財遺産をメンテナンスすることをアトラクションみたいにして、子供さんに興味を持っていただいて、親御さんも引き付けるというのも一つの方法だと思います。

なかなか中学生参加は難しいようで、僕らも歴史的建造物を地域で活かすに中学生の参加を得るにはどうしたらいいか課題です。例えば中学校の華道グループの人たちに古民家内で活動してもらうとか、クラブ活動の場所として学校の方に加わってもらうような地域ぐるみの文化財保存活用もあると思います。先ほどちょっとおっしゃったように、学校関係者（小中学生の）の参加を得て、地域で（歴史文化的資産を）何とかしようという場合にも、地域計画の内容が重要となることを説明していただけるとありがたいと思いますね。

事務局

学校関係者の方との関わりと、あと今おっしゃっていただいたよう

に、当事者子供たちの関わり方も考えていく必要があると思っています。こういった関わり方がいいのかは協議会の中で、お話いただくのかと思いますが、今先生おっしゃっていただいたように自分で触って自分が当事者になる、子供たちの心に残った中で、受け継いでいこうっていうような気持ちになってくれたりもするかもしれない、ということが非常に重要なのかなと考えております。

また、今一番忙しい世代と言われる中学生をどう巻き込むか、高校生をどう巻き込んでいくかという視点もあるかもしれません。それはやはり行政だけで考えるのではなく、皆さんの知恵を拝借しながらやりたいなと考えております。

委員長

はいありがとうございました。

何か、他にご意見ご質問があればお願いしたいと思いますが。

委員

地域計画を作るメリットとして、報告書を作るのにお金出します等の話は出ていると思うのですが、例えば江ノ島の場合、学校と共同して、自然観察をするから環境整備などのプロジェクトがあって環境整備に補助金が出るとか、そういう見込みはあるのですか。地域総ぐるみで何か企画をしたときの行動に対して、例えば自然観察の拠点になるような整備をするのに補助金がもらえるとか、そういう教材を作るための費用、あるいはその指導者の方への謝金とか、拠点そのものを整備する経費を国から支援してもらえるのかとか、何かそういう具体的な見込みはありますか。

委員長

他の自治体の例をお調べになってらっしゃるでしょうけれども、例えば大山、この地域は地域保存活用計画に作ったのですよね。それで具体的に何ができたかっていうと、例えば道標や案内書みたいなものとか、トイレを作るとか、そういうものに対して補助金が出るという状況ですね。拠点となるような施設を作ることに補助金が出るというところは、結構ハードルが高いようですね。

文化庁はどう考えているかわかりませんが、そういうものに対する補助のような形は当然考えてもよいという気がしますね。

ただ別にこれは文化庁がやらなくたって、市町村がやればよいという話になるかもしれませんので、そういう議論っていうのはきっと出てくると思いますね。文科庁のその補助金のメニューって結構細かいのですよね。だからそれを市の方で計画を作って進むのだとい

う時に、何か資料館が欲しいとか、博物館が欲しいとかっていう話
はできるかと思えますね。この計画書の中で、実現するかどうかわ
かりませんが将来計画としての位置づけになるかもしれませんけ
れども。そんな状況であるようですけどね。これからこの自治体
が地域計画づくりに取り組むかという、やっぱり文化財を多く持
っていたり、あるいは観光として、これを生かしていくよっていう
ところが取り組んでいるのが実態なのですよね。多分他の自治体は、
あんまり手を挙げていないのじゃないかなと思いますけれどもね。
取り組んでいただいて、いい方向に文化財が残るあるいは活用がで
きるということ。そういうペーパーになれば、計画書になればいい
と思いますよね。

いかがでございましょうか。

これ6年7年8年度中のスケジュールで作っていきたいということ
ですよね。またその過程で文化財の委員会にも、報告があったり、ご
意見を求める場があるかと思えますけどね。

はいよろしゅうございましょうか。それでは議題を進めさせてい
ただいて、議題(2)その他があるのですが、その中の一つ長生院の小
栗判官関係資料の公開等についてという事項が上がっております。
これについてご説明をお願いしたいと思います。

事務局

私から説明させていただきます。お手元にお配りしました1号様式、
修正前と修正後というのがありますが、まずそれからご説明させて
いただきます。

本委員会の前々回の委員会で申請に対して審査していただきまし
て、藤沢市の指定文化財にふさわしいという答申をいただき、教育
委員会の決定を経て11月1日付で無事指定をいたしました。その
後、11月4日に一般公開をしました。10時から16時までの6時間
なのですが、その間に200人以上の方、正確には202人プラス関係
者の方が来られまして、非常に好評をいただきました。

申請書の修正につきましては、前々委員会で委員からその申請理由
について少し文言の修正が必要ではないだろうかというご意見をい
ただきまして修正して申請していただきました。元々の形では、協
力、補助を得ることを目的にしているように書かれていたもので
すが、その部分を「周知を図るため」、という形に修正して長生院さ
んにも納得していただきまして、改めての申請書をいただきました。
前回の委員会でご報告できませんでしたので、遅ればせながら今回

ご報告させていただきます。
なお、今回史跡として指定しました墓域については、常時公開されているのですが、資料の方は非公開となっております。ただし、今年の秋に、遊行寺宝物館で小栗判官展というものを計画しております。そこで改めて広く公開することになっております。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。
ただいまのご説明でいかがでございましょうか。
何かご質問、ご意見があればと思いますけれども、申請書の書き方としていかがかという意見を踏まえて、その辺の部分を修正した上で、申請していただいたということでございます。
よろしゅうございましょうか。

委員 岩波文庫で小栗判官の本が出たばかりなので、ちょうどいいのじゃないかなと思っています。
岩波文庫により、こんなに有名だったのだからというのが、改めて周知されるかなと思って、出た翌日に買いました。

委員長 いかがでございましょうか。他に特になければ次の議題に進めさせていただきます。次第の中には書き込まれてないのですが、もう一点、事務局からご意見・ご報告があるということで、江の島の何か、鳥居でしたか。ご説明お願いします。

事務局 口頭のみでの報告となりますが指定文化財の江の島の青銅鳥居の修理事業について報告いたします。
事業の内容としてはさび取りのクリーニング作業になります。現在も緑色の青銅鳥居の柱に赤茶色のいわゆる赤錆が横向きに線状に発生している状態になっています。この錆の発生時期等ははっきりとはしておりませんが、過去に行ってきた祭礼などの際に、針金などを用いて装飾したことによって、付着また発生した錆とわれております。
こちらについては、所有者の江島神社が昨年度から専門家による状況調査なども行っておりまして、修理事業の実施について検討しておりました。立地する場所は、江の島の正面に当たり、皆さんご存知の通り昼夜問わず人出があり、早朝にかけては、島内の店舗への搬入の車両が通るとのことです。作業の工程の調整が難しいところであ

りましたが、この度、江島神社から着工日を3月4日から14日としたいとの連絡を受けました。

直近の連絡であったため次回の3月開催の保護委員会では事前の報告が叶いませので、このたび取り急ぎの報告とさせていただきます。

作業の日程は、3月4日から14日までの10日間の予定で、作業時間は、夜の8時、20時から24時の夜間帯で行われます。作業内容については、鎌倉の長谷の高徳院の大仏の修理事業を担当された、帝京大学文化財研究所の藤澤明氏の監修のもとで行います。作業の内容は専門の薬剤を用いて手作業でさびの除去を行います。除去とは言いましても、完全になくなるわけではなくて、赤錆の赤茶色の色が薄くなるといった程度の見解となっています。こちらの修理事業に当たっては、修理事業に係る事業費の3の1の費用を市の予算の指定文化財等修理等補助金が交付される予定となっています。以上となります。

委員長 はい。ありがとうございます。江の島の青銅鳥居の赤錆除去ですか。何かご質問があればと思いますけれども。

委員 すいません、よくわからないのですが、青銅鳥居の錆ですか、そこに何か鉄線で結束してしまっていて表面が削れて赤くなったっていう状況ではなくて、その何か鉄みみたいなもので縛っていったら鉄線素材がこびりついて、それが錆びたということではないのですか。

事務局 両方だと思います。

委員 地金が出ているのですか。

事務局 えぐれているとかそういう状況ではないですが、付着して緑色と茶色なので、相反する色ということで、目立つのですね、そういった意味での赤錆ですね。盛り上がっているほど付着している、または針がねらしきものを巻きつけたところは、深く入り組んでいるといったような形状は見られていません。色だけがついているということです。

委員 青銅って銅と錫の合金ですよ。鉄錆が出るわけではないと思った

のだけど。

事務局 針金で縛っていたその針金が錆びてきてついた付着なのかなというところですが、細かなところは、委員会の方にも、補助金、資料などで上がってくる状況の写真や、調査報告書の抜粋などもお示しができればと思います。

委員 下から覗いて非常にわかりやすいのですか、目立つのですか。

事務局 結構目立ちます。

委員 それそのままほっとくとどうなるのですかね。

事務局 事前の調査状況の判断では、あるからといって増え続けて茶色の部分が増えるという見解にはなってないです。
一応今の状態の柱で調査をしていただいているのですが、海の真ん中にあるというような立地条件にも関わらず保存状況は大変良いということです。

事務局 針金で何かを固定するというところをした経過も含めて保存する、というのも一つの考え方かという話もあったようですが、江の島神社さんとしては汚れがない状態にしたいというご意向で、今回のご対応をされると伺っています。

委員 もう一つは、もう 1 回そういうことが起こらないようにするための方策が必要ですよ、なぜそうなったのかしっかり報告してもらおう事と、次から起こらないような申し入れが必要ですよ。

事務局 神社さんがなさったことなのか、商店街の方なのかは不明ですが、実際に工事をやって綺麗になったということをお伝えできると、皆さんへの周知にもつながるかなと思います。

委員 実は文化庁の審議会の際に地域計画の話題が上がったときに、活用ばかりが強調されていたので、活用ばかりで良いのかという意見が出ていたんですね。
いろいろな人に知ってもらうっていう意味では、文化財を見せたり

使ってもらったりするのは必要ですけれども、今の話（江の島の銅鳥居の例）のように「活用して不具合が出たら直せばいい」、と言う単純な話でなく、壊さないように注意して活用するのが原則で、それでも壊れた場合は慎重に修復するということは、基本的な合意として欲しいです。そうした必要な手当（基本的な認識を十分理解）した上で、活用の議論が進むが必要ですよね。今後のために。

委員長 はい、ありがとうございます。何か他にご意見がございませうか。よろしゅうございませうか。それでは一応用意した議題というのは終わりましたが何か委員の皆様から何か他に、ご発言ございませうか。どうぞ。

委員 何も資料は用意してないのですが、藤沢市にモーガン邸があるというのは先生方もご存知だと思います。その後、ナショナルトラストという財団があそこの建物を取得したいということで、もう20年近く前ですかね、募金をして結局全部集まらなかったんで、藤沢市さんの方の緑の協会でしたっけ、そちらの方に残りの土地を買っていただいて、藤沢市さんとナショナルトラストで取得、これから整備をしてモーガンさんという東京・横浜・神奈川で活躍をされた昭和初期の著名な建築家の屋敷をきちんと伝えていこうという矢先に、立て続けに2回火災にあって、一番重要な母屋ほかが燃えてしまったということですね。

その後、元々モーガン邸を守る会や地元の方たちが、一生懸命お掃除をしたり、利用して、何とか再生していこうという話になっているということで、その状況が今どうなっているのかということを経時は議題のところで経過を報告していただいた方がよいと思います。いつの間にかあれはどうなっちゃったのだろう、みたいなことは、やはりまずいと思っていて、今どういう流れになっているのかについて、委員会でもお話いただきたいと思った次第です。

事務局 モーガン邸の関係につきましては、おおむね月1回を目標に、守る会の皆さんと、あとナショナルトラストとっていうお話が出ましたが、ナショナルトラスト燃えてなくなった時点でその価値が失われたというふうに捉えられたようで、現在横浜ヘリテイジというそれを受け継ぐ団体さんの方に全部移転するような形をされていて、その横浜ヘリテイジさんとお話をさせていただいています。当時、藤

沢市が取得した経過では、ナショナルトラストに買い戻していただく前提で、まずは藤沢市が緑基金を使って取得した形になったのですが、ナショナルトラストからヘリテイジに移ったときにその約束が例えば引き継いでいただけなかったというような形で、今現在は藤沢市が持ち続けている。また、再建に関しては、守る会とヘリテイジで募金活動をしていらっしゃる。1億数千万円の再築費が必要と捉えられている中で、徐々に徐々に寄付を集めてらっしゃるというのが、状況でございます。将来にわたってこういった形にするのかという点につきましては、藤沢市の所有の土地が買い戻しということがないのであれば、藤沢市としては、その藤沢市の持っている部分をどうするのか考えていかなければいけませんし、再築を目指してらっしゃる方たちにとりましては、その再築をするのがどういった形でやりたいかというようなご希望もあると思います。それぞれの事情がある中で、全体としてどのようにしていくかという計画みたいなものについて、お話し合いを重ねている状況です。

先ほど大野先生おっしゃっていただいたようにその母屋ですとか離れの部分ですとかそういったものは焼けてなくなってしまったという中で、外側の門から入って家まで行く間の中門があるのですが、劣化は一定進んではいるものの価値があるというもののようですので、そういったものを一つ目玉にして、再築に取り組んでいきたいという話はいただいております。

藤沢市としては、再建をしたいとおっしゃる方々のご意向も理解しつつ、税を投入して取得した土地の使い道としては適正かという点もクリアをしていかなければならないととらえておりますので、権利関係なども含めて市民全体にご説明ができるような形にしていくうえで、全体計画のようなものが、どういった形がいいのかという着地点を探しながらお話をしているというような状況です。

その部分が一方で、その再建をされるというような形で具体的設計ですとか、あとは建設部局との協議も並行して進められているということは聞いておりますが、どういったものを立てていくか、ただ建てるということだけではなくて、やはりその地域全体として、求められる施設として地元の方々へのご理解とかそういったものも並行して考えていっていただかなければいけないのかなと思っています。再建したい皆さんと、近隣にお住まいの方の気持ちが一致して初めて望まれる施設になろうかと思っておりますので、私ども郷土歴史課も皆さんとお話をさせていただき、着地点を見つけていきたいと

考えているところです。

委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

委員 よくわからないのは、土地がナショナルトラストで買えなかったときに、藤沢市さんのほうで頑張って取得していただいて、一緒に守っていきましょうというふうな話だったのかなと思ったのですが、藤沢市さんとしては、基本的にはナショナルトラストに将来的に買い戻すという、そういう、何か取り決めがあったのでしょうか。

事務局 記録としてはそういうふうになっておりました。ただ、なかなかそういうものが難しいという状況も理解はしておりますので、どういった形にするのがいいのかは、考えて行かなければならないと思っています。

委員 要するに、あその土地にモーガン邸を再建したいっていうふうにする会の人たちが、あるものを生かそうとしているわけですね。玄関を残して母屋が燃えてしまったという中で、ある意味諦めずにモーガンさんのあの場所、何とか藤沢市の人たちに知っていただきたいという活動をしているわけですが、それが全市民的な意向なのかどうかっていうのは課題としてあるとして、モーガンさんの土地を生かしていこうという活動の一つのきっかけとして、今残されている資産を評価できないかということが検討されてきました。ナショナルトラストさんがまだ所有しているときにも、あの土地全体を登録の史跡という「建築家モーガンの屋敷の跡」という形で歴史的な土地として顕彰できないかという議論も 10 数年前にありました。今は残された建築資産の中で、課長さんがおっしゃった中門の鉄の扉を登録文化財にする価値はあるだろうということを守る会の人たちと検討中で、文化庁の人も 1 回見ているものなので、登録手続き出すことは出してもいいよって言われています。ただし登録を進める場合、中門が藤沢市所有の土地に建っているとすると、藤沢市さんの方から登録の手続きを出していただくことになると思うし、モーガン邸っていうかナショナルトラストから横浜ヘリテイジが引き継いだ範囲の中に、それが所在するならヘリテイジさんの方で申請というか、登録の手続き準備をして、藤沢市さん経由で出していた

だくという形になると思います。その辺はどうなのかお聞きしたいです。

実は私は再建問題以前から、ナショナルトラストになる前のときに、藤沢市さんと一緒にモーガン邸を見に行って「残すべき文化財的価値があるのか」という検討時から関わっています。その後トラストの再建委員会にも出ていましたし、横浜ヘリテイジのこの間まで理事をやっていたので、横浜ヘリテイジが取得した後の対応にも関わっています。つまり、藤沢市の審議委員の他にモーガン邸再建にも関わっているという立場であります。

それで、次のモーガン邸の保存を考える会合（4月開催予定）では、中門登録にむけた必要書類資料を準備しましょうという予定で、私が所検討を担当することになっているのですが、それを準備しても登録手続きの見込みがあるのかどうか、今すごく気になっているところです。その辺はどうなのですかね。

例えば藤沢市さんのものだと藤沢市さんとしては、あれを登録されては困るとか何か事情あるのでしょうか。

事務局

登録をして困るということではなくて、その単発でもその登録ということではなくて、あの全体として、その建て直す建物も然りで、お庭も含めても、その全体としてどうしていきたいかっていうと、そこはもちろん所有者としての藤沢市の意向と、再建する建物を中心としたそのどういったものするかという全体を見渡した部分についてすり合わせができた上で、そういった方向性があるから、この門もやはり登録をするという形が望ましいのではないかなと考えております。現在門自体は藤沢市の土地の上にあります。建物と一体のものとして考えて所有もヘリテイジさんととらえて管理もやっていただいているところです。そのあたりを、もちろん土地の交換のあたりも整理できた上で、きちんと応募するのが最終的には望ましいのかなっていうふうに思っております。敷地でも敷地設定の仕方によってはセットバックが必要になるといったこともありますし、こうしたことをクリアにした上で、最終的には先ほど税金の使い道という部分と並行して、市の管理する土地建物に関する市に責任が生じてくる部分も踏まえて考えていかなければならないと思います。立場立場のそれぞれのその思いと、あとはクリアしなきゃいけない課題がありますが、もちろんできるだけ早くやりたいというご意向は伺っておりますので、早く進めるために、どういうところで

折り合いをつけていくかというところを、お互い着地点を見つけた
いと考えているところです。

委員 向こうの会議（守る会とヨコハマヘリテイジによる再建検討委員会）
に出ているとその辺のところ（事情）がさっぱりわからないので、ど
うなっているのだろうなと思い、一度お聞きしたいなと思ったので
すけれども。わかりました。まずは一緒にモーガン邸を取得したと
ころの経緯を踏まえたうえで、これからどうしていこうかという
あたりをきちんと合意をした上で、同じ方向へ向かって進めましょ
うということですね。

事務局 そうですね、そういったことを我々としては考えていきたい。
そこに至るまでちょっと課題が、いくつか双方にあります。先方で
あれば例えばお金がまだ集まりきってないという部分もあるとは
思いますし、我々としてはそういった全体の方向性や権利関係をク
リアにしていきたいというところなどが課題と考えておりますの
で、そこをどうやって歩み寄ることができるのか、という感じです。

委員長 はい、ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。
他に委員の方から何かこの場でお話しておきたいことがあればお願
いしたいと思いますけれども。
よろしゅうございませうか。
特になければ、この議題は全て終わりましたので、事務局の方に司
会をお返しいたします。